

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 松本市福祉事務所長

平成19年12月21日付けで提起された保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が平成19年12月20日付けで行った原処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁である松本市福祉事務所長が平成19年12月20日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）にした保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を不服として取消しを求め提起したものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人は、この点から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人が、生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護の申請（以下「本件保護申請」という。）をしたところ、処分庁は、請求人が提出した「保護開始（変更）申請書」に記載されている世帯状況が生活実態と異なると判断し、同居している弟家族を同一世帯と認定して要否判定を行い、世帯員全員の収入が保護基準を上回ることから本件処分をした。

しかし、請求人は、世帯分離が認められていないこと、本件処分決定通知書に記載されている保護申請日、遅延理由などが事実と異なっていること、本件処分の調査過程で行われた検診命令により指定された医療機関について、その理由が説明されていないこと、相談体制に不備があったこと及び弟家族への過度の負担から家族関係が破壊されたことを主張するものである。

## 第2 当庁の認定事項及び判断

1 当時者間の主たる争点は、請求人及び同居している弟家族の世帯認定にあるので、この点について判断する。

(1) 世帯認定について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)によれば、同一の住居に居住し、生計を一にしているものは、同一世帯員として認定されることを原則としているが、実際の世帯認定に当たっては、居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)、生活実態(消費財・サービスの共同購入、消費の共同、家事労働の分担等)、他の法律関係(戸籍、住民基本台帳の記載事実等)、民生委員の意見等地域の均衡などの事実を正確に把握し、個々の事例に則して適正な認定を行うことが求められている。また、運用において、世帯員の中に、一度別個の世帯を構成したことがある兄弟姉妹を含む場合は世帯主及び他の世帯員に過度の負担を強いる結果とならぬよう世帯単位の原則の適用に適当な調節が必要であるとされているところである。

(2) 処分庁は、世帯認定に当たり風呂、水道、ガスなどの設備の共同使用状況、公共料金の負担状況、消費財の使用状況、不定期ではあるが食事、交通費の援助をしている事実をもって同一生計と判断し同一世帯と認定した。

(3) 当庁は弁明書及び証拠資料に基づき次のとおり事実を認定した。

ア 居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)について

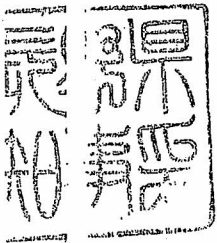
平成19年12月4日の処分庁の弟への扶養調査によれば、請求人は弟家族と、亡父名義の家で同居しているが、食事は別々で、同居当初は、請求人の生活の目途が立つまでの期間と考えていたこと。

援助は、請求人から頼まれると小額な交通費や食事を提供することもあるが、請求人には自分で生活を立ててもらふことを望んでおり、処分庁はこの点について、保護台帳へ金銭的援助及び精神的援助は不可能であることを記載したと。

その他の世帯員との関係では、処分庁からの弁明書で明らかなように、請求人と弟の妻との間では、松本警察署が出勤する事件を起こしていること。

イ 生活実態(消費財・サービスの共同購入、消費の共同、家事労働の分担等)について

平成19年11月28日の処分庁の初動調査及び同年12月4日弟への扶養調査によれば、居住状況から風呂、水道、ガスなどの設備は共同使用していることがうかがえるが、これにかかる公共料金は、当初、請求人と弟が折半していたこと。現在は、検診命令の結果で明らかなように、請求人は就労ができる状態になく、収入が無いことから弟が負担していること。食事についても、



食材は弟夫婦が購入してきたものを別々に食べている状況にあること。

ウ 他の法律関係（戸籍、住民基本台帳の記載事実等）について

戸籍は、弟家族とは別戸籍であり、住民基本台帳も同一住所ではあるが別世帯として登録されていること。

医療保険について、処分庁が作成した平成19年11月22日の面接記録票によれば、請求人は国民健康保険に加入しているが、「保険料未納のため保険証なし」と記載されており、このことは、検診書（病状調査書）に記載されている必要な医療が受けられないことを推察させること。

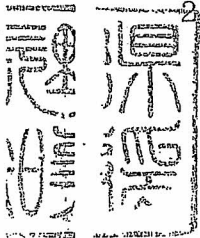
(4) 当庁の認定事項から、請求人と弟家族の関係については、世帯単位の原則に調節が必要な程度のものであると認められる。

このことから、処分庁が請求人及び弟家族を同一世帯と認定したことは不相当であり、これに基づきなされた要否判定による本件処分は取消されるべきものである。

以上により、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年2月8日

長野県知事 村 井



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成20年2月8日

長野県知事 村 井

